

令和2年10月20日

## お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ



## 募集

# 千代川の伐採木を無償配布します

～（燃料、キノコ栽培、ガーデニング等）してみませんか～

千代川で伐採した樹木を有効活用するため、希望する方へ無償で配布いたします。

### 【配布日時・場所・募集人数】

日時：令和2年11月11日（水）受付10時～（時刻は別途設定します）

※小雨決行。ただし大雨が予想される場合は、別途調整します

場所：鳥取市円通寺地先 千代川右岸 千代川倉田緑地横の堤防上

募集人数：10名程度（先着順） 人数に達した時点で締切ります。

### 【申込方法】

希望者は『千代川河川内伐採木 引取申請書』（本資料の別紙）に、必要事項をご記入のうえ、下記の方法でお申込み下さい。

申込み期限：令和2年10月30日（金）12：00まで

※ただし、募集人数に達した場合は、その時点で締切ります。

申込み先：鳥取河川国道事務所河川管理課 実近、檜崎

Fax：0857-29-1859, E-mail：sendairiver@cgr.mlit.go.jp

**FAXか電子メールで申し込んで下さい。（電話あるいは直接持参での申し込みは、受け付けません）**

**その後、引取確認書を返信しますので、引渡当日の受付時にご持参下さい。**

### ※注意事項

- ・同一人物による別名義を使用した複数のお申込みはお止め下さい。
- ・コロナ感染防止対策として、密にならないよう引渡時刻をこちらで設定します。
- ・発熱等の体調不良の方のご来場はご遠慮下さい。また必ず、引取当日はマスク等の着用をお願いします。

その他詳細は、別添【お知らせの詳細】を参照ください。

### <問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長（河川） 浜田 健一

【担当】 河川管理課長 実近 末生

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

※本資料は、鳥取河川国道事務所ホームページの「記者発表」ページでも公開しています。  
鳥取河川国道事務所HPアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

## 【お知らせの詳細】

### 千代川の伐採木を無償配布します。

国土交通省鳥取河川国道事務所では、千代川で伐採した樹木を有効活用するため、希望する方へ無償で配布いたします。

#### ■配布日時・場所

日時：令和2年11月11日（水）受付10時～（時刻は別途設定します）

※小雨決行。ただし大雨が予想される場合は、別途調整します

場所：鳥取市円通寺地先 千代川右岸 千代川倉田緑地横の堤防上  
（詳細は、別添の「令和2年度 千代川 伐採木配布場所」を参照願います）

（伐採木について）



仮置き状況



- ・伐採木の樹種は、ヤナギ類が多いです。
  - ・1.5m程度に切りそろえています。大きい物で直径30cm程度あります。表面に多少キズのあるもの、また砂のついている場合もあります。
  - ・10本程度を一山にして、仮置きしています。
- ※当該伐採木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13号第1項に定める申請をして頂きます（別紙『千代川河川内伐採木 引取申請書』）。

#### ■引き渡し条件・注意事項

- ①コロナ感染防止対策として、密にならないよう引渡時刻を事前に設定します。そのなかで、受付に来られた方から順番に配布します。発熱等の体調不良の方のご来場はご遠慮下さい。また必ず、引取時はマスク等の着用をお願いします
- ②申請をされた後、こちらから引取確認書をメールまたはFAXで返信しますので、当日は必ずご持参下さい。受付時に引き替えます。
- ③本数に限りがあるため、お一人様あたり20本程度までとさせていただきます。なお、同一人物による別名義を使用した複数のお申し込みはお止め下さい。
- ④伐採木の引渡は再利用による有効活用を目的としていますので、営利目的の転売は禁止します。また、返却に応じることはできません。不法投棄等の違法行為をしないよう、各自の責任において適切に管理して下さい。
- ⑤各個人にて、配布場所での積込み・切揃え・運搬作業を行って下さい。積込み・切揃え・運搬時の事故について、国土交通省は一切責任を負えません。
- ⑥大きな車両は進入が困難です。軽トラック程度の車両をご用意下さい。
- ⑦配布場所では、誘導員やスタッフの指示に従ってください。進入禁止としている場所へは立ち入らないでください。また、後続の方の迷惑にならないよう、駐停車箇所にはご注意ください。
- ⑧「引取申請書」に記載された注意事項を守っていただけない場合は、引渡はできません。

#### ■詳細についての問合せ先（9:00～17:00。ただし、土日、祝日を除きます）

鳥取河川国道事務所河川管理課 電話(直通):0857-29-1966（担当：実近、榎崎）

別紙

千代川河川内伐採木 引取申請書

令和2年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所  
河原出張所長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_

千代川の河川工事で発生した伐採木を当方で引取りたく申請します。

引取日 : 令和2年11月11日(水)

希望時刻 : 時 から 時 頃 又は 希望なし  
(希望時刻について、10時~15時の間でご記入下さい。なければ希望なしへ○印をお付け下さい)

希望本数 : 10本 又は 20本  
(希望の本数へ○印をお付け下さい)

伐採木の使用目的 : 燃料・キノコ栽培・ガーデニング材料・その他 ( )  
(○印をお付け下さい)

申請者連絡先 住所 \_\_\_\_\_

電話番号(その他連絡がとれるもの) \_\_\_\_\_

電子メールまたはFAX番号 \_\_\_\_\_

※個人情報の取扱いについて

記載頂いた情報は、伐採木の無償配布の目的にのみ使用します。その他の用途に利用することは一切ありません。

【注意事項】

- ・コロナ感染対策として、引渡時刻を事前に設定します。引取時は、発熱等の体調不良の方のご来場はご遠慮下さい。また必ず、マスク等の着用をお願いします。
- ・伐採木は、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ・引取後の伐採木は申請者の責任により適切に管理して下さい。なお、引渡後の返却に応じることはできません。
- ・積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。また、運搬時ならびに引渡後の伐採木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことはできません。

以上のことを確認のうえ、内容に 「同意する」 「同意しない」(○印をお付け下さい)

■参加資格の合致状況(該当する項目の□にレ点を記入願います)

- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■アンケート欄

- ・伐採木の提供について、今回の配布情報はどのようにして知りましたか？

\_\_\_\_\_

- ・今後希望する時期、提供方法に関する要望など(要望があればご記入下さい)

\_\_\_\_\_

「注意事項」に同意しない者、また「参加資格の合致状況」全てにレ点が無い者に対しては、引き取りを認めません。

# 令和2年度 千代川 伐採木配布場所



(地図出典：国土地理院ホームページ電子国土Webをもとに鳥取河川国道事務所作成)

# 令和2年度 千代川 伐採木配布場所



国道53号からの  
入口

倉田緑地をみて上  
流（河原側）に曲  
がると堤防道路へ  
進む



堤防道路を進んで  
行く



堤防道路を進んで  
行くと左側（国道  
53号側）に伐採  
木配布場所